

平成28年3月28日

春日那珂川水道企業団

春日那珂川水道企業団水源問題に関する第三者調査委員会報告書  
の提言に基づく取り組み方針と職員の処分について

春日那珂川水道企業団は、河川法違反等の一連の水源問題につきまして、春日市・那珂川町の住民の皆様、関係各位の信頼を損ない、誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

当企業団では、一連の水源問題について、平成28年1月に「春日那珂川水道企業団水源問題に関する第三者調査委員会」を設置し、専門的見地から調査、検証、考察及び提言をお願いし、平成28年3月22日に同委員会から報告書を頂いたところです。

このたび、報告書に掲げられた提言を踏まえ、別紙のとおり具体的な取り組み方針を定めました。

また、当企業団に対する信頼を大きく損ねる事態を招いたことについて、責任を明確にするため、新たに「春日那珂川水道企業団水源問題に係る特別懲戒審査委員会」を設置し、第三者調査委員会の意向を踏まえながら、以下のとおり職員の処分を決定しました。

【自ら律した者】

〔特別職〕	職名	企業長	1名	減額	10/10	12か月
		副企業長	1名	減額	10/10	12か月
		参与	2名	減額	10/10	12か月

【処分した者】

〔職員〕	職名	局長	1名	減給	1/10	2か月
		課長又は課長であった者	7名	減給	1/10	1か月
		浄水課長補佐、浄水課浄水係長又は浄水課浄水場長である者（過去にこれらの職にあった者を含む。）	6名	訓告		

今後、当企業団としましては、住民の皆様の信頼向上に努めるため、再発防止に向けて職員一丸となって、取り組み方針に掲げた対策の実施を徹底してまいります。

### 第三者調査委員会報告書の提言に基づく取り組み方針

春日那珂川水道企業団は、第三者調査委員会からの提言を真摯に受け止め、できる限り早期に実現できるよう、最大限努力いたします。提言の実現にあたり、提言2から提言3については検討グループを設置し、全職員を検討グループの構成員とすることで、全職員一丸となって検討、準備を進めてまいります。

第三者調査委員会からの提言	実施時期
<b>1 適切なガバナンス体制の確立</b>	
(1) 企業長について 企業長の在り方については、委員会の提言を真摯に受け止め、他団体の状況等も調査しながら検討します。	平成 28 年度中に検討
(2) 議会について 議事録については、すでに情報公開の対象となっていますので、ホームページで公開していきます。 また、公聴会制度や参考人制度に関しましては、議会が有識者の意見を聴くことができる場を議会とともに検討します。	平成 28 年度から順次実施 平成 28 年度中に検討
(3) 監査委員について 監査委員の選任の際には、水道法等に識見を有する人物を検討します。 現在 1 名は会計の専門家である税理士の方を選任しております。	選任の際に検討 実施済
(4) 組織体制について	
① 組織の抜本的な改革 機構改革を速やかに検討し、企画・立案する部門の設置を行います。	平成 28 年度中に実施
② 委員会組織 需給計画等重要な施策・計画を検討する場合は、科学的で透明性のある計画を策定できるよう有識者を含めた委員会組織を検討します。	平成 28 年度中に検討
③ 人事ローテーションの改善 同一部署滞留年数は、これまでも 5 年以内を目安にしてきましたが、5 年以上同一部署に在籍する職員については、早期の異動を検討し、今後は特別な事情がない限り 5 年以内の異動とします。	平成 28 年度から実施
<b>2 コンプライアンスの徹底</b>	
(1) コンプライアンス教育	

<p>組織倫理規範を策定します。また、職員が常に倫理を意識するようコンプライアンスハンドブックを作成し、全職員に配付するとともに、総務課長等が全職員を対象に年1回内部研修を行います。</p> <p>コンプライアンスの徹底を意識した研修として、弁護士等の外部講師による研修を年1回実施します。</p> <p>また、水源問題をテーマとした内部研修を年1回実施し、決して同じ過ちを繰り返すことがないように問題点を振り返ります。</p>	<p>平成28年8月までに実施</p> <p>平成28年度から実施</p>
<p>(2) 職場環境の整備</p> <p>同年代の対話の充実や部署の垣根を越えた情報共有を図るため、様々な課題の解決に向けた、所属部署や年代に関係のないプロジェクトチームを立ち上げます。また、職員の上位者との情報共有を図るため、企業長や局長等と忌憚のない対話のできる環境を整えます。</p>	<p>平成28年度から実施</p>
<p>(3) 情報の共有</p> <p>現在、庁内イントラネットを利用した情報の共有は行っていますが、内容をさらに充実させるべく、各種会議資料及び審議結果等についても、可能な限り庁内イントラネット上で公開します。また、重要な計画については、これに加えて、職員向けに適宜適切な説明会を実施します。</p>	<p>平成28年度から実施</p>
<p>(4) 公益通報制度の確立</p> <p>公益通報制度の窓口は総務課としていますが、弁護士を窓口として追加します。また、「春日那珂川水道企業団職員の職務に係る公益通報の処理に関する規則」を全職員が理解できるよう内部研修を実施します。</p>	<p>平成28年度から実施</p>
<p>3 情報公開の徹底</p> <p>財務情報、議会会議録、取水情報、各種計画について、可能な限りインターネットで公開できるよう準備を進めます。また、ABC（活動基準原価計算）の導入を検討します。</p>	<p>平成28年度から順次実施</p>
<p>4 直接的な再発防止策について</p>	
<p>(1) 水源確保</p> <p>機構改革を行い、現在水源対策係としているものを課に昇格させ、安定的で持続的な水源確保に努めます。</p>	<p>平成28年4月に実施</p>
<p>(2) データの正確性の確保</p> <p>データロガー（データ記録装置）の導入に関しては、原町浄水場、埋金浄水場についてはすでに導入しています。また、東隈浄水場については、改良工事の中で導入することとしています。</p> <p>取水量や配水量の数值は、定期的にインターネットでの公表を行います。</p>	<p>平成28年度中に設置</p> <p>平成28年度から実施</p>

<p>(3) 水利使用規則の変更手続 水利使用規則の変更手続に際しては、必ず河川管理者へ事前相談を実施します。</p>	<p>平成 28 年度以降、変更手続の際に実施</p>												
<p>(4) 認可申請手続 認可申請の際、その内容等について、必要に応じて有識者を含めた委員会組織に諮ります。委員会組織には、施行結果との照合も行っていただきます。</p>	<p>平成 28 年度以降、認可申請の際に実施</p>												
<p>5 水源開発と利権の切り離し 団体等への支出は、社会通念又は倫理から逸脱しないよう十分検証していきます。</p>	<p>平成 28 年度から実施</p>												
<p>6 関係職員の処分について 職員の処分については、第三者調査委員会の提言を踏まえた水源問題に係る特別懲戒審査委員会の答申を受けて、次のとおりとしました。</p> <p><b>【自ら律した者】</b></p> <table border="1" data-bbox="245 875 1086 1023"> <tr> <td>企業長（春日市長）</td> <td>減額 10/10 12 か月</td> </tr> <tr> <td>副企業長（那珂川町長）</td> <td>減額 10/10 12 か月</td> </tr> <tr> <td>参与（春日市副市長、那珂川町副町長）</td> <td>減額 10/10 12 か月</td> </tr> </table> <p><b>【処分した者】</b></p> <table border="1" data-bbox="245 1122 1086 1364"> <tr> <td>局長</td> <td>減給 1/10 2 か月</td> </tr> <tr> <td>課長又は課長であった者</td> <td>減給 1/10 1 か月</td> </tr> <tr> <td>浄水課長補佐、浄水課浄水係長又は浄水課浄水場長である者（過去にこれらの職にあった者を含む。）</td> <td>訓告</td> </tr> </table>	企業長（春日市長）	減額 10/10 12 か月	副企業長（那珂川町長）	減額 10/10 12 か月	参与（春日市副市長、那珂川町副町長）	減額 10/10 12 か月	局長	減給 1/10 2 か月	課長又は課長であった者	減給 1/10 1 か月	浄水課長補佐、浄水課浄水係長又は浄水課浄水場長である者（過去にこれらの職にあった者を含む。）	訓告	<p>条例改正後実施</p> <p>平成 28 年 3 月 28 日に実施</p>
企業長（春日市長）	減額 10/10 12 か月												
副企業長（那珂川町長）	減額 10/10 12 か月												
参与（春日市副市長、那珂川町副町長）	減額 10/10 12 か月												
局長	減給 1/10 2 か月												
課長又は課長であった者	減給 1/10 1 か月												
浄水課長補佐、浄水課浄水係長又は浄水課浄水場長である者（過去にこれらの職にあった者を含む。）	訓告												
<p>7 検証委員会について 新たに、水源問題について、外部有識者による検証委員会を立ち上げ、第三者調査委員会で提言された再発防止策が誠実に履行されているか確認を行います。</p>	<p>平成 28 年 10 月までに第 1 回を開催予定</p>												